

全国各地で、「還付金詐欺」や「被保険者証の詐取」などの事例が多発しています。

不審な電話や訪問者があったときは、以下の点にご注意ください。

- ◆ 絶対に被保険者証を渡さない。
- ◆ 簡単に個人の情報（口座番号・電話番号・生年月日など）を教えない。
- ◆ 広域連合・県・市町村職員や厚生労働省職員が、ATM を操作させて医療費等の還付手続きを行うことは絶対にありません。
- ◆ 即答せず、相手の身分（所属など）や氏名を確認し、広域連合やお住まいの市町村の後期高齢者医療担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

青森県後期高齢者医療広域連合

TEL:017-721-3821

県内の事例

事例（還付金詐欺）

平成 30 年 6 月 12 日午前中、被保険者の自宅に「市役所ホケン課サイトウ」と名乗る者から、「後期高齢者医療関係で 2 万円程度の還付金があるので取引金融機関を教えてほしい」という旨の電話があった。「15 分後にまた電話する」と言われ、不安になった被保険者は娘に相談した。

15 分後、電話がかかってきたので、娘が電話に出た。「本人と話したい」と言われた。娘が詳しい話を聞こうとしたところ相手は電話を切った。

市役所ではそのような連絡はしていないことから不審電話であることが発覚した。

事例（還付金詐欺）

平成29年6月11日16:00頃、町内在住の後期の被保険者に役場の男性から「後期高齢者医療保険料16,000円の還付がある。使用している銀行名と口座番号、住所・氏名・生年月日を教えてほしい。」と電話があった。電話に出た被保険者は「青い森信用金庫の口座があるが、通帳が手元にないため、すぐに口座番号を教えることはできない。」と答えると、「明日までに用意できるか。また明日連絡する。」と言い、電話が切れた。

翌12日13:45頃、青い森信用金庫の齋藤と名乗る者から「16,000円程後期高齢者医療保険料の還付がある。受け取らないともったいないから口座番号と住所・氏名を教えてほしい。」と電話があった。それに対し電話を受けた被保険者は「口座番号を教えないと駄目ならいらない。受け取らない。」と言い電話を切った。

不審に思い電話を切った後すぐに役場へ確認の電話をしたところ、後期高齢者医療保険料の還付金や給付費等は発生しておらず不審電話であると思われる。

事例（還付金詐欺）

平成 28 年 12 月 8 日、藤崎町在住の被保険者宅に、役場のイノウエと名乗る者から「23,100 円の医療費還付があるが、どこの銀行を使っているか。」という内容の電話があった。電話に出た被保険者は「青い森信用金庫の口座がある。」と答えると、「30 分くらい後に銀行の者から連絡する。」と言い、電話が切れた。

30分たっても連絡がないため、12日の朝に住民課国保年金係へ確認の電話をしたことで不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年12月6日、おいらせ町在住の被保険者宅に、町役場保健課のタムラと名乗る者から「還付金があり6月に手紙を送っている。銀行口座を教えてほしい。」という内容の電話があった。町広報誌の職員紹介ページに、タムラという職員がいなかったため、不審に思った被保険者が役場へ確認をしたことで、不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年10月20日午前10時20分頃、三沢市在住の被保険者宅に、「国が、保険料が高いという国民の声を受け、保険料を還付することになった。青い封筒を送っている。今日が締め切りだ」という内容の電話があった。

よくわからなかったので、今から市役所に行きますと言ったところ、「市役所に行っても手続きはできないし、話は通じないので自分の言うとおりに銀行に行け」と返され、不審に思い電話を切った。

その後、被保険者が市役所へ問い合わせたことで不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年10月13日頃、三沢市役所職員と名乗る男性から「調整によって発生した2万いくらか（具体的な数字を言っていたが忘れた）の医療保険料（介護保険料と言っていたかもしれない）の還付書類を送っている。締め切りは9月だったが返事がない」という内容の電話があった。どこの銀行口座を持っているか聞かれたので「県信用」と答えたら返事がなく、「青森銀行もあります」と答えたところで電話が切れた。いままで折り返しの電話はない。

電話か書類が届くと思っていたがなんの音沙汰もないので、10月20日に確認のため被保険者本人が市役所へ来庁したことで不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年10月17日午後0時40分頃、八戸市職員を名乗る者（氏名・性別不明）より、「医療費の還付金が発生しているので〇〇〇へ行って欲しい」という旨の電話をうけた。場所を指定されたがはっきり覚えておらず、聞き覚えのないところであった。

ほとんど病院に行くことがないので医療費の還付があるのはおかしいと思い、電話の内容もよく分からなかったことから、念のため直接確認するため被保険者本人が来庁したことで不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年7月29日午前10時20分頃、八戸市役所保険年金課のサエキと名乗る若い男性から「市役所から2カ月前に医療費還付の用紙を送ったがまだ届出がされていない。49,000円分返せる。提出期限は7月末で提出がないと国にお金を返すことになる。」という内容の電話があった。

電話が非通知でかかってきたため、それを問いただすと「そちらの電話器の設定がそうになっている。」と返された。取引銀行や保険証の番号を聞かれたが、入院もしていないのに4万9千円の還付が発生するはずがないと不審に思い教えなかった。

不審者は、75歳の後期高齢者であることも把握していたようだが、電話帳には何年も個人情報載せていない。

その後、被保険者が市役所へ問い合わせたことで不審電話であることが発覚した。被害は発

生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年6月27日午前10時30分頃、八戸市年金課職員を名乗る男性より、「市役所から2万ほど還付があり通知を送っているが、届いているか。」という旨の電話をうけた。市役所に直接行くと答えると、「来なくていいのでいつも利用している銀行を教えて欲しい。」と返された。みちのく銀行の城下支店を挙げると、「みちのく銀行に連絡を入れるので、30分後に担当からかけなおす。」と言われ、通話が終わった。30分後に同じ人物から電話があり、「今日は銀行が混んでいるため、銀行の方からまた明日連絡する。」と言われた。（最初の電話で何についての還付金かも話していたそうだが、忘れてしまった。）

その後、還付金の有無について確認するため被保険者本人が来庁したことで、不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年6月14日午後2時45分頃、八戸市役所職員のキムラと名乗る男性より電話があり、「市役所から今年の3月に還付の申請用紙を送ったがまだ届出がされていない。39,000円分返せる。みちのく銀行の口座はあるか。他の銀行の口座もあれば教えて欲しい。」と言われ、みちのく銀行しかないと言えると会話が終わった。

ATMに行くよう指示されたり、店名、口座番号を聞かれたりすることは無かった。

実際には何に対しての還付（又は給付）かを事細かに説明していたようだが、通報者は最初から不審電話だと疑っていたためか、聞き流して何も覚えてないとのこと。

振込を誘導する会話の流れではなかったようだが、内容としては不審電話と思われる。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年4月5日、青森市在住の被保険者宅に市役所のヤマモトと名乗る男から、「先週、白い封筒で平成22年から平成27年分の保険還付金について通知しているが、申請期限が迫っているので、すぐに銀行で手続きしてほしい。持っている通帳銀行名を教えてください。」と電話があり、銀行名を伝え電話を終えた。

その後、伝えた銀行名職員を名乗る者から電話があり、携帯番号と通帳番号を聞かれたが、「市役所に確認してから伝える。」と答えると、電話が切れた。

すぐに友人へ相談したところ、怪しいと思ったため、広域連合に問い合わせたことで不審電話であることが発覚した。被害は発生していない。

事例（還付金詐欺）

平成28年1月27日、三沢市在住の被保険者宅に青森銀行のムカイと名乗る者から、「市役所から医療費の還付金案内を青い封筒で送付しているが届いているか。」と電話があった。

被保険者が、「そのような案内は届いていない。市役所に確認する。」と答えたところ電話が切れた。

その後、再び同じ人物から前回とほとんど同じ内容の電話があり、電話に出た被保険者の夫が、「市役所に出向いて確認する。」と答えたところ、また電話が切れた。

不審に思った被保険者の夫が市役所に問い合わせたことで本事案が発覚した。

事例（還付金詐欺）

平成28年1月27日、八戸市在住の被保険者宅に市役所職員を名乗る男より、「後期高齢者医療保険料還付金が20,000円ほどあり、昨年10月に青色の封筒で手紙を送っていたが届い

ているか。」と電話があった。

被保険者が、「届いていない。」と答えると、「では、ユニバースの八戸梗野店のATMに向かってください。到着したら〇〇銀行のナカムラから電話をさせる。番号は090-2735-1976です。」と言い、電話が切れた。

被保険者がATMに到着すると、ナカムラから電話があり、指示されたままATMを操作してしまった。しかし、口座には元々1,000円程しか残高がなく、振り込みはできなかった。振り込みができなかったことを伝えると、預金残高を聞かれたため、金額を伝えたところ、「では1時間後にまた電話する。」と言い、電話が切れた。

不審に思った被保険者が市役所に問い合わせたことで本事案が発覚した。

事例（還付金詐欺）

平成28年1月25日、八戸市在住の被保険者宅に市役所国保係と名乗る男から、「青色の封筒で昨年10月に手紙を送っていたが届いているか。」と電話があった。

電話に出た被保険者の親戚が「そんなものは知らない。」と答えると、「そうですか。また確認して電話します。」と言い、電話が切れた。

不審に思った被保険者が市役所に問い合わせたことで本事案が発覚した。

事例（還付金詐欺）

平成28年1月13日、八戸市在住の被保険者宅に健康保険課モリと名乗る男から、「医療保険料について平成20年から23年分の還付があるが、まだ、還付申請がされておらず、期限が切れている。」と電話があった。

電話に出た被保険者の妻が、「今週の金曜日に来庁して直接聞きます。」と答えると、「そうですか。わかりました。」と言い、電話が切れた。

その後、市役所に来庁し、担当課に確認したところ不審電話であることが発覚した。

事例（還付金詐欺）

平成28年1月7日、八戸市在住の被保険者宅に健康保険課サトウと名乗る男から、「医療保険料について過去5年分22,735円の還付があり、手紙を送っていたが届いているか。」と電話があった。

電話に出た被保険者は話が理解できなかったため、妻に電話を代わった。

被保険者の妻が、「手紙は届いていない。」と答えると、「青森銀行のキャッシュカードは持っているか。」と言われた。被保険者の妻が「持っている。」と答えると、「ではすぐに本八戸駅のATMに行くように。青森銀行のセキグチという者から再度電話させる。番号は090-6929-1169です。」と言われた。被保険者の妻が、「すぐには行けないので、後で息子と一緒に行く。」と話すと、「今すぐでないといけない。」と急かしてきたため、夫婦2人で本八戸駅へ行くことにした。

本八戸駅に着き、ATMを探していると、側にいた工事作業員から「詐欺ではないか。」と話しかけられたため、息子と合流してから市役所へ来庁したことで本事案が発覚した。